

経済学部A方式I日程・社会学部A方式I日程・現代福祉学部A方式

3 限 選 択 科 目 (60分)

科 目	ページ	科 目	ページ
政治・経済	2～16	日 本 史	18～34
世 界 史	36～50	地 理	52～59
数 学	60～65		

〈注意事項〉

1. 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開かないこと。
2. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
3. 科目の選択は、受験しようとする科目の解答用紙を選択した時点で決定となる。一度選択した科目の変更は一切認めない。
4. 数学は以下の注意事項に従うこと。
 - ・ 解答用紙の所定欄の受験学部を○で囲むこと。
 - ・ 解答はおもて面と裏面の所定の位置に、上下の方向に気をつけて記入すること。
 - ・ 解答を導く途中経過も書くこと。
 - ・ その他、解答用紙に記載された指示にしたがい解答すること(この指示どおりでない場合は採点の対象としない)。
 - ・ 定規、コンパス、電卓の使用は認めない。
5. マークシート解答方法については以下の注意事項を読みなさい。

マークシート解答方法についての注意

マークシート解答では、鉛筆でマークしたものを機械が直接読みとって採点する。したがって解答はHBの黒鉛筆でマークすること(万年筆、ボールペン、シャープペンシルなどを使用しないこと)。

記入上の注意

1. 記入例 解答を3にマークする場合。

(1) 正しいマークの例

(2) 悪いマークの例

} 枠外にはみださないこと。

○でかこまないこと。

2. 解答を訂正する場合は、消しゴムでよく消してから、あらためてマークすること。
3. 解答用紙をよごしたり、折りまげたりしないこと。
4. 問題に指定された数よりも多くマークしないこと。

6. 問題冊子のページを切り離さないこと。

(政 治・経 済)

〔I〕 次の文章を読み、下記の問いに答えよ。

市民の政治意識や社会・経済環境の変化を踏まえ、国レベルにおける公共部門の役割や組織のあり方を絶えず見直すことが重要である。立法府である国会の政治改革と行政府である内閣・中央省庁の行政改革とは並行して進めることが要請される。

まず、近年の日本の政治改革においては、非自民連立政権であった 内閣による、衆議院の 導入に代表される1994年の選挙制度改革や、さらには1999年の国会改革関連法の制定以降、国会の権能の⁽¹⁾発揮と立法活動の活性化にむけた努力が進められている。短期間に終わったが、民主党を中心とする政権の実現という本格的な政権交代も経験したところである。

次に、日本の行政改革をみると、1981年に政府に設置された の答申が起点となり、ここから2つの大きな流れが今日まで続いているといえよう。

一つは、1980年代の 内閣や2000年代の 内閣での改革に代表される、「小さな政府」への指向である。すなわち、市場メカニズムや企業活動に対する 及び「官業の民営化」の流れである。

いま一つは、行政府における政治家と行政官僚との関係、すなわち「政官関係」において、 の体制と官僚制に対する民主的統制をともに強化する流れである。具体的には、 内閣において立案・制定された中央省庁等改革基本法を踏まえ、2001年1月に実施された中央省庁の再編以降、歴代内閣が進めてきた改革である。その象徴が、国家行政を「タテワリ」で する中央省庁に対する内閣の統合機能、即ち内閣主導体制の確立である。これにより、国の重要政策の政策過程において、⁽⁴⁾担当省庁から⁽⁵⁾積み上げるボトムアップ体制から内閣主導のトップダウン体制へ移行しつつある。さらに、行政組織内部において競争の契機を強めるために、能力主義・実績主義の人事評価制度を導入するなど、 制度全般にわたる改革が進められている。

しかしながら、効率性や市場メカニズムを重視する行政改革が進展する一方で、経済格差拡大の問題や地方圏での地域衰退の危機などが、強く指摘されている。政府と市場との関係や民主主義社会における政府の果たすべき役割に関して、人口減少社会に移行した今日、新たな観点からいま一度問い直すことが望まれている。

問1 文中の空欄 ～ を埋める語句としてももっとも適切なものを次のア～ツの中から一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | |
|---------------|---------------|
| ア 総合管理 | イ 規制緩和 |
| ウ 官吏任用 | エ 第一次臨時行政調査会 |
| オ 情報公開 | カ 官の支配 |
| キ 第二次臨時行政調査会 | ク 国家統制 |
| ケ 分担管理 | コ 小選挙区比例代表併用制 |
| サ 国家公務員 | シ 市場化テスト |
| ス 小選挙区比例代表並立制 | セ 行政改革会議 |
| ソ 国家戦略特区 | タ 地方分権改革 |
| チ 終身雇用 | ツ 政治主導 |

問2 文中の空欄 ～ を埋める内閣総理大臣の氏名としてももっとも適切なものを次のア～シの中から一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | | |
|----------|---------|----------|
| ア 竹下 登 | イ 宮澤 喜一 | ウ 中曽根 康弘 |
| エ 鳩山 由紀夫 | オ 田中 角栄 | カ 細川 護熙 |
| キ 橋本 龍太郎 | ク 吉田 茂 | ケ 小泉 純一郎 |
| コ 菅 直人 | サ 片山 哲 | シ 佐藤 栄作 |

政治・経済

問3 文中の下線部(1)に関連して、現行の公職選挙法に規定されている衆議院の議員定数について記した、次のア～オの数字のうち、正しいものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 500(小選挙区300, 比例代表200)
- イ 480(小選挙区300, 比例代表180)
- ウ 475(小選挙区295, 比例代表180)
- エ 465(小選挙区289, 比例代表176)
- オ 455(小選挙区283, 比例代表172)

問4 文中の下線部(2)に関連して、国会の議院(衆議院・参議院)の国政調査権に関して述べた、次のア～エの記述のうち、正しいものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 国政調査権は両議院それぞれの権能であるが、国政調査に関して、証人出頭や証言を要求しうるのは衆議院のみであり、参議院には認められていない。
- イ 議院証言法に基づいて議院から証人出頭や証言を求められても強制力はなく、これに応じるか否かは任意である。
- ウ 議院証言法において、議院で宣誓をした証人が虚偽の陳述をした場合に、罰則が設けられている。
- エ 国政調査権の及ぶ対象範囲は、国政のうち行政権のみに限定され、司法権については全く対象とすることができないと解されている。

問5 文中の下線部(3)に関連して、民営化や民間活力の活用に関して述べた、次のア～エの記述のうち、誤っているものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 1980年代に、日本電信電話公社、日本専売公社、日本国有鉄道の3公社が順次、民営化された。

イ 高速道路の建設・管理等を業務とする特殊法人日本道路公団は、2005年に民営化され、3つの株式会社に分割された。

ウ 郵政事業については、国営から日本郵政公社へ移行したうえで、2007年に分割・民営化された。

エ 国の行政活動のうち、民間に委ねることが困難な事業については、国とは分離した独立の法人に事業を担当させる、独立行政法人の制度が設けられている。その職員はすべて公務員の身分を有している。

問6 文中の下線部(4)に関連して、内閣制度に関して述べた、次のア～エの記述のうち、正しいものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 日本国憲法下においては、内閣は憲法上の機関で行政権の主体であり、行政各部を統括・指揮監督する、行政の最高機関として位置づけられている。

イ 内閣による衆議院の解散権は、これまで、衆議院で内閣不信任決議がなされた場合にのみ行使されてきた。

ウ 内閣がその職権を行うのは、内閣総理大臣が主宰し全ての国務大臣が参加する閣議によるが、閣議決定は慣例上、多数決で行われる。

エ 明治憲法(大日本帝国憲法)にも内閣の規定があり、内閣は行政権の行使について、連帯して天皇に責任を負うものとされていた。

政治・経済

問7 文中の下線部(5)に関連して、内閣機能強化のために現在、内閣等に設置されている行政機関や官職に関して述べた、次のア～エの記述のうち、誤っているものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 予算編成や経済・財政政策の基本方針を審議する経済財政諮問会議が内閣府に設置され、その議長には内閣総理大臣が充てられている。

イ 内閣府と各省の幹部職員人事の一元管理など、人事管理に関する中枢機能を担う組織として、内閣人事局が内閣官房に置かれている。

ウ 内閣府と各省に大臣を補佐する副大臣と大臣政務官が置かれ、任免権はその府省の長である大臣にある。

エ 内閣総理大臣に直属し、戦略的重要政策について補佐する、内閣総理大臣補佐官が置かれ、その任免は内閣が行う。

〔Ⅱ〕 次の文章を読んで、下記の問いに答えよ。

日本の社会福祉の歴史をみると、明治以降、1874年に制定された **A** 規則がある。この前文に表現されていたのは、貧困の救済は人民の情誼によっておこなうという相互扶助であった。救済の対象は **1** 歳以上の老人、重病人、**2** 歳以下の身寄りのない者などの極貧者に限られており、**B** を支給するという制度であった。この **A** 規則に代わるものとして1929年に **C** 法が公布された。この **C** 法は、**D** 能力のない貧困者に対して 4種類の国家扶助 および埋葬費の支給について、国・都道府県・市町村による費用分担を規定した。戦前の日本には国民の権利としての社会保障という理念はなく、適用範囲や給付も制限的なものであった。

戦後、日本の社会保障制度は本格的に発展した。その社会保障制度は、公的扶助、社会保険、社会福祉、**E** の4本柱である。1946年、日本国憲法が公布され、^(b) 憲法25条の生存権が規定されるなど福祉国家の理念が掲げられた。この理念に基づいて、生活保護法をはじめとする福祉六法が順次制定された。また、1961年にはすべての国民が対象となる年金保険と **F** の適用を受ける体制が確立した。その後、老人医療費支給制度の創設など、社会保障の充実が図られ、**3** 年は福祉元年と呼ばれた。しかし、第一次石油危機を機に、経済成長が鈍化すると、国の財政再建への必要性から、社会保障制度の見直しが行われた。老人医療費支給制度に代えて、**4** 年に老人保健法が公布され、患者本人の一部自己負担が導入された。また、1985年、国民年金法の改正により、職域間での年金の格差是正や専業主婦への年金の安定化のため基礎年金制度が導入され、20歳～ **5** 歳のすべての国民に、国民年金加入を義務付けた。

2000年半ば頃から少子・高齢化が進行し、少子化対策や高齢者介護制度の拡充、年金制度の安定化など、持続的な社会保障制度を構築する^(c)ことが急務となってきた。そのため、社会保障改革の全体像や必要な財源を確保するための消費税を含む税制抜本改革の基本方針が示され、その具体化のための検討が進められた。2012年8月22日に議員立法により成立した社会保障改革推進法にもとづき **G** が設置され、2013年8月6日に報告書が取りまとめられた。その審議の結果等を

政治・経済

踏まえて、2013年第185回国会に、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案が提出され12月5日に成立した。今後も社会保障・税^(d)の一体改革の動向が注視されている。

問1 文中の空欄 ~ にあてはまる最も適切な語句を、次の選択肢ア～ナから一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | |
|----------------|----------------|
| ア 油(代) | イ 医療保険 |
| ウ 恩恵 | エ 救護 |
| オ 救恤 | カ 環境衛生 |
| キ 公衆衛生 | ク 米(代) |
| ケ 疾病保険 | コ 恤救 |
| サ 慈善 | シ 社会保障制度改革国民会議 |
| ス 社会保障制度改革推進会議 | セ 資産 |
| ソ 炭(代) | タ 生活 |
| チ 生活衛生 | ツ 社会事業 |
| テ 麦(代) | ト 労災保険 |
| ナ 労働 | |

問2 文中の ~ にあてはまる最も適切な数字を、次の選択肢ア～トから一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| ア 12 | イ 13 | ウ 14 | エ 15 | オ 16 |
| カ 60 | キ 65 | ク 70 | ケ 75 | コ 80 |
| サ 1971 | シ 1973 | ス 1975 | セ 1977 | ソ 1979 |
| タ 1980 | チ 1981 | ツ 1982 | テ 1983 | ト 1984 |

問3 文中の下線部(a)の4種類の国家扶助について最も適切なものを、次のア～オのうちから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 生活, 生業, 医療, 住宅 イ 生活, 助産, 教育, 住宅
ウ 生活, 医療, 助産, 生業 エ 教育, 住宅, 生活, 医療
オ 助産, 教育, 生業, 住宅

問4 文中の下線部(b)の社会保険についての記述として最も適切なものを、次のア～エのうちから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 国民の疾病, 老齢, 失業, 労働災害などの事故につき, 現金・サービス給付をおこなう。
イ 保険料を財源としており, 租税資金は投入されない。
ウ 事業主と政府が保険料を負担し, 被保険者は保険料を徴収されない。
エ 最大の支出項目は, 医療保険である。

問5 文中の下線部(c)に関連して日本の公的介護保険制度やそれに基づく介護サービスについての説明として誤っているものを、次のア～エのうちから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 2000年4月に公布された介護保険法に基づく制度である。
イ 市町村がその運営主体である。
ウ 40歳以上の国民に加入が義務づけられている。
エ 2015年から特別養護老人ホームへの入所は「要介護3」以上に制限された。

問6 文中の下線部(d)に関連して年金制度改革についての説明として誤っているものを、次のア～エのうちから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 基礎年金の受給資格期間が25年から10年に短縮した。
イ 基礎年金の国庫負担割合を2分の1から3分の1にした。
ウ 短時間労働者への厚生年金適用を拡大した。
エ 共済年金を厚生年金へ統一した。

政治・経済

問7 2010年以降の社会福祉関連法についての記述として誤っているものを、次のア～エのうちから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 2010年に子ども手当法が従来の児童手当制度を拡大して実施されたが、財源不足のため廃止され、2012年度からは改正した児童手当法に移行された。

イ 2011年の介護保険法改正により、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が営めるように、介護サービスの基盤強化のための取り組みを進めることになった。

ウ 2013年に制定された障害者差別解消法は、国・自治体・民間事業者に障がい者を理由にした不当な差別を禁止する法的義務を課している。

エ 2014年に施行された生活困窮者自立支援法により、生活困窮者の相談に応じ自立を促すため、地域の相談窓口で支援プランを作成し支援することになった。

〔Ⅲ〕 以下の文章は日本の電力産業について書かれたものである。この文章を読んで下記の問いに答えよ。

戦後の日本の電力産業は、1951年に国策会社を分割することで誕生した9つの電力会社(北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力)と1972年の沖縄返還の際に加わった沖縄電力を入れた10大電力会社体制によって維持されてきた。これら10大電力会社は電力事業を構成する3部門——発電部門、送配電部門、小売部門——のすべて1社で行う垂直型統合企業であり、同時に日本の各エリアを管轄する地域独占企業である。

電力産業は公共事業としての側面が強い産業である。公共事業とは国民の生活に必要な不可欠な社会インフラ等の公共財を供給する事業を指し、大規模な供給設備やネットワークを建設するために莫大な設備投資が必要となる。設備が大規模になるほど供給量1単位あたりのコストが下がるため、多数の企業が供給するよりも1社がまとめて供給した方が費用は低くなる。このような特徴のある産業では企業買収が起りやすく、寡占化がすすむため、最終的には市場に競合する会社がいなくなる自然独占の状態になりやすい。実際に戦前の電力産業は600社以上あったが、地域の電力会社を買収を繰り返すことで5社に集約されていった。

自然独占市場では市場メカニズムによる が達成されないだけでなく、独占禁止法で禁止されているはずの が生じる可能性が高い。これは、一定の取引分野で優位な立場にある事業者が他の事業者の活動を支配したり排除したりすることで、公共の利益に反して競争が実質的に制限されてしまうことを意味する。そのため、政府は予め独占を認めたとうえで、そのような不利益が少なくなるような対策をとる。具体的には国営あるいは公営の企業が独占的に事業をおこなう場合と、民間企業に独占的経営を認めるものの市場支配力を行使しないように価格や安全性などを法律で規制する場合がある。日本の電力産業は後者のケースにあたり、地域ごと管轄を決めた電力会社に独占的営業権が与えられた。もともとの競争が行われにくい産業なので、競争圧力によってコスト削減やサービスの向上を期待するのではなく、参入を規制した閉鎖市場において、政府の規制・監督下で安定的な経営を行わせる。これが日本の電力産業の大きな特徴の1つであ

政治・経済

った。

1990年代になると政府主導による電力産業の非効率性が問題視されるようになった。特に海外に比べて割高な電気料金に対する批判が相次いだ。独占市場では競合企業が存在しないため高い価格であっても顧客は買わざるを得ない。また法定価格は原価積み上げ式(総括原価方式)であるため事業者にはコストを削減するインセンティブが働かない。こうした批判は電力産業の規制緩和や市場自由化という議論に発展していった。

1995年に行われた第1次の電力自由化では発電部門の自由化が行われた。それまで発電事業は10大電力会社と国策の卸売電気事業者のみに認められていたが、参入規制が撤廃されて民間の独立系発電事業者(IPP)が参入できるようになった。また同時に電力会社の電源調達に入札制度が導入され、独立系発電事業者による卸売供給が可能となった。

小売部門に関しては、2000年の第2次電力自由化で電力小売市場の部分的な自由化が行われた。工場やビルといった電力消費量の多い大口需要家への小売が解禁され、その際の価格も自由に決められるようになった。この自由化で小売部門に参入した新規事業者は10大電力会社や独立系発電事業者と区別して新電力事業者(PPS)と呼ばれる。また、2005年には日本電力卸売市場(JEPX)での電力取引が開始され、新電力事業者の電源調達先として機能している。

しかしながら、こうした自由化や市場整備による新規参入は限定的であったといえる。これは新規事業者が自社発電や電力卸売市場で調達した電力を需要地に届けるためには、10大電力会社が管理している送電網を借りなければならないが、その際に支払う利用料や接続順位の面で不利となるからである。実際に2009年時点での新電力事業者が小売市場に占めるマーケットシェアはわずか3%にも満たない。

2010年代に入り電力産業は大きな転換期を迎えている。2011年3月に発生した福島第一原発事故が契機となり、これまで国策で進められていた原子力発電の安全性が見直されることになった。原子力発電の稼働停止とともに、2011年8月には再生可能エネルギー特別措置法が成立し、環境面だけでなく安全面からも再生可能エネルギーを普及させる動きが加速している。また市場への競争原理の導入

を進めることも急務となっている。これは化石燃料の価格高騰や再生可能エネルギーの大量導入による電力価格の上昇を市場競争によって抑えようという考え方が広まったことによる。2016年4月には電力の小売部門が完全自由化された。この自由化によって電力事業3部門のうち送配電部門以外が全面的に自由化されたことになる。今後は、10大電力会社が保有する送配電部門を別会社として分離して、さらに新規事業者の参入しやすい市場環境が整えられる予定である。

問1 文中の下線部(a)で説明した現象のことを何と呼ぶか、最も適切な語句を以下の選択肢ア～オから一つ選び、解答欄にマークせよ。

- ア 収穫逡減 イ 限界生産力の逡減 ウ 原価逡減
エ 規模の利益 オ 減価償却

問2 文中の空欄 A にあてはまる最も適切な語句を、以下の選択肢ア～オから一つ選び、解答欄にマークせよ。

- ア 効率的な生産 イ 所得分配 ウ 資源の最適配分
エ 公正な取引 オ 社会的な公平性

問3 文中の空欄 B にあてはまる最も適切な語句を、以下の選択肢ア～オから一つ選び、解答欄にマークせよ。

- ア 私的独占 イ 持株会社 ウ 不当な取引制限
エ 入札談合 オ 企業結合

問4 文中の下線部(b)は公共財の供給において多く見られる特徴である。ここで公共財とは、消費の非排除性および非競争性を持つ財・サービスのことである。以下の選択肢ア～オの中から、これら性質の両方を満たしている財・サービスを一つ選び、解答欄にマークせよ。なお、すべて該当しない場合にはカを選ぶこと。

- ア ケーブルテレビ イ 保育園 ウ 都市ガス
エ 高速道路 オ ラジオ放送

政治・経済

問5 文中の下線部(c)に関して、日本の原子力政策について書かれた以下の文章ア～オのうち、誤っているものを一つ選び、解答欄にマークせよ。なお、すべて正しい場合にはカを選ぶこと。

ア 1974年には原子力発電の建設を促進するために電源三法が成立した。この法律では原発が立地する地元の地方自治体に対して交付金が支払われることとなった。

イ 1988年発効の日米原子力協定では、米国から日本への核燃料の調達や再処理、資材・技術の導入が決められた。この協定では日本が協定に違反した場合、米国は提供した核物質・設備を返還要求可能なことが規定されている。

ウ 1999年9月に発生した東海村 JCO 臨界事故では、国内初の原子力事故による被曝死亡者を出した。

エ 2012年9月に発足した原子力規制委員会では、原子力発電所の再稼働には新規基準に基づいた審査で安全性が確認されることが必須条件に定められた。しかしながら、原発再稼働に対する反対運動が活発化したため、新基準審査を通過した原子力発電所の再稼働は2018年4月まで見送られることになった。

オ 1995年のナトリウム漏れ事故以降、稼働停止していた高速増殖炉もんじゅであるが、2010年に運転を再開した。しかしながら、2010年8月に原子炉容器内に燃料棒交換装置が落下して再び稼働できない状態となった。その後、再稼働のめどが立たないまま2016年9月に政府はもんじゅ廃炉の方針を示した。

問6 以下の文章は、文中の下線部(d)の再生可能エネルギー特別措置法で導入された固定買取制度を説明したものである。この文章の空欄 ① ～ ⑦ に入る適切なものを次頁の選択肢ア～ノから選んでマークせよ。

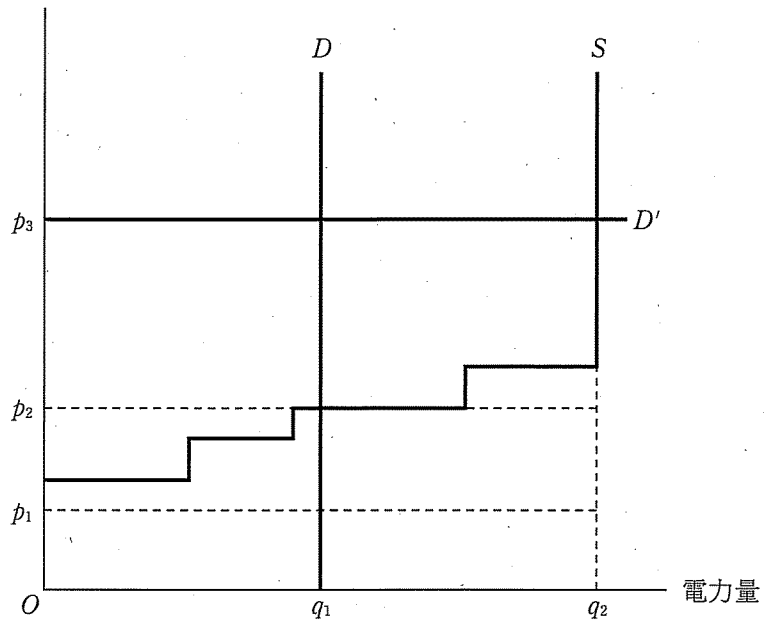
2012年7月より始まった「固定価格買取制度(FIT 制度)」は、再生エネルギー(太陽光、風力、水力、地熱、 ①)によって発電された電力を一定期間、固定価格にて買取ることを電力会社に義務づける制度である。それ以前から実施されていた「再生可能エネルギー利用割合基準制度(RPS 制度)」では、電力会社が買い取る再生エネルギーの“量”を規定していたのに対して、FIT 制度では“価格”を規定する点で違いがある。

次頁の図において S は発電事業者による再生可能エネルギーの供給曲線を表している。従来の RPS 制度では電力会社は電力調達するにあたって再生可能エネルギーを q_1 だけ購入しなければならない。このとき、電力会社の再生可能エネルギーに対する需要曲線は ② となり、再生可能エネルギーの買取価格は ③ となる。一方、FIT 制度では再生可能エネルギーの買取価格を固定する制度である。政府が決めた買取価格を p_3 とすると電力会社が買い取らなければならない再生可能エネルギーの量は ④ となる。したがって、買取価格 p_3 が十分に高ければ、FIT 制度での再生可能エネルギーの供給量は RPS 制度よりも増加する。また、RPS 制度での発電事業者の売電収入は ⑤ であったのに対して、FIT 制度では ⑥ に増加する。これは再生可能エネルギー発電への設備投資を促すインセンティブとして働くことになる。

ただし、FIT 制度で電力会社が負担した買取費用は、小売市場の電力料金に再エネ賦課金として上乗せされる。電力会社が再生可能エネルギー以外から電力を調達した場合の平均単価を p_1 とすると、再生可能エネルギーの買取にかかった追加の負担額は ⑦ であるが、この金額を最終的な需要家である消費者が負担することになる。

政治・経済

電力価格



- | | | |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| ア 火力 | イ 天然ガス | ウ バイオマス |
| エ 燃料電池 | オ シェールガス | カ D |
| キ D' | ク S | ケ q_1 |
| コ q_2 | サ p_1 | シ p_2 |
| ス p_3 | セ $p_1 q_1$ | ソ $p_2 q_1$ |
| タ $p_3 q_1$ | チ $p_1 q_2$ | ツ $p_2 q_2$ |
| テ $p_3 q_2$ | ト $(p_3 - p_1) q_1$ | ナ $(p_3 - p_2) q_1$ |
| ニ $(p_2 - p_1) q_1$ | ヌ $(p_3 - p_1) q_2$ | ネ $(p_3 - p_2) q_2$ |
| ノ $(p_2 - p_1) q_2$ | | |